

2007年11月22日国際課税委員会  
税理士法人フェアリューション・コンサルティング

## 香港の来料加工に係る税務上の論点について

### I 中国華南型来料加工の概要

#### 1 来料加工とは

来料加工は中国華南地域特有の委託加工形式である「三来一補（来料加工、来件装配<sup>1</sup>、来様生産<sup>2</sup>、補償貿易<sup>3</sup>）」の一形態である。

来料加工とは、香港企業を含む外国企業（以下、「香港企業」。）が中国内の工場（来料加工廠。以下「来料加工工場」。）に対して原材料、部材、補助材料などのほか、生産に必要な機械設備を無償で提供し、中国側は委託者である外国企業の要求する品質、規格、デザイン、商標に基づき製品を製造し、加工された製品を香港企業が全量引き取る加工方式をいう。従って、原則として加工した製品は中国国内で販売できず、海外へすべて再輸出する必要がある。

ただし、中国の委託加工形式には、中国法人が主体的に生産を行う来料加工をはじめ、同じ広東省であっても法律の解釈、政府の対応、契約条件等が種々違っていることに留意する必要がある。

#### 2 来料加工発展の背景

香港に隣接する深圳市、東莞市、広州市、珠海市などの中国主要沿岸都市は、中国の経済開放政策のもとで経済特区に指定され、来料加工等のメッカとして発展してきた。

来料加工は、安い人件費を求めつつも中国の社会的・制度的問題から完全に自社製造ラインを中国へ移転させたくない香港企業側のニーズと、積極的な外貨獲得や国外の良質材料・高額設備・先進技術の国内誘致、商品生産力の向上、そして輸出入や貿易の拡大を求めつつも生産管理方法・品質管理能力に限界がある広東省内の村や鎮（地方行政単位。以下「郷鎮企業」。）のニーズとが合致して成立した制度である。

- 
- 1 来件装配と来料加工の仕組は基本的には同一のものである。唯一、来料加工は香港企業が原材料を提供して来料加工工場で加工を行うのに対し、来件装配は香港企業が部品を提供して中国側が組立等の最終工程を行って最終製品を完成させる点が異なる。
  - 2 香港企業が製品サンプルと技術指導を提供し、中国企業自らが国内で原材料の調達を行う所謂ノックダウン方式をいう。
  - 3 一般的に、香港企業から先進の設備を購入した後、生産技術、原材料の提供を受けて加工して得た加工賃を設備代金と相殺する交換貿易（Barter Trading）の方式をとる。近年中国の外貨保有高が増加する傾向の中でこの方式は減少している。

### 3 来料加工のメリット

来料加工方式を採用する香港企業の理由は各様であるが、主として以下のようなメリットが挙げられる。

#### (1) 経営権の掌握

工場の実質経営を全面的に許されるため、香港企業が中国で行っている管理方法を来料加工工場に持ち込んで実行できる。法律上の扱いはあくまでも第三者である郷鎮企業へ加工を委託していることになっているが、来料加工工場内の実質上の経営、生産管理、財務、そして各種事務は外国企業が独自に行うことができる。中国で使う機械設備や在庫資産はすべて香港企業の所有財産であり、来料加工工場に属するものではない。

#### (2) 投資額の抑制

中国で現地法人を設立した場合と異なり、予め決められた登録資本金を現金などで払い込む必要はなく、来料加工工場に固定資産や在庫資産を預けることが可能である。中国税関には生産計画や使用目的を届ける必要があるが、製造する際に必要な機械設備を海外から自由に持ち込める。その他の運転資本に関しては必要経費を補うための加工賃を定期的に振り込むまたは現金を準備すれば足りるなど投資金額を抑制することが可能である。

#### (3) 法律上の責任や義務の軽減

中国会社法上の責務（法定代表人や取締役など）を直接は負わない。しかし、実質的に経営権を付与されている場合には、来料加工工場と税関または税務局などの政府部门との間で生じる諸問題や罰則などは、法定代表人に対する損害賠償等、二次的責任を負うことになる。

#### (4) 所得免税制度の享受

来料加工工場の名義で中国に搬入される機械設備や材料に関して税関登録をすれば、これらに係る関税や增值税が全額免除される。他方、香港においては、香港企業は中国で生じた製造所得相当額の 2 分の 1 を免税とすることが認められる香港内国歳入庁税務局（Inland Revenue Department）の実務指針（DEPARTMENTAL INTERPRETATION AND PRACTICE NOTES No. 21 (REVISED)）がある<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> Manufacturing profits

15. A Hong Kong manufacturing business, which does not have a licence to carry on a business in the Mainland, may enter into a processing or assembly arrangement with a Mainland entity. Under these arrangements, the Mainland entity is responsible for processing, manufacturing or assembling the goods that are required to be exported to places outside the Mainland. The Mainland entity provides the factory premises, the land and labour. For this, it charges a processing fee and exports the completed goods to the Hong Kong manufacturing business. The Hong Kong manufacturing business

#### (5) 取引先と外貨決済可能

原則として来料加工工場は香港企業の仕入先や顧客との代金決済を行うことはできず香港企業が決済を行う。従って、取引先との決済は、外貨管理規制が一切存在しない自由都市である香港で法人を設立して行われる。

#### (6) 加工賃計算の簡便性

郷鎮企業は生産には従事せずに、家賃収入や月次加工賃（中国外貨管理上は「工繳費」）を、地域によって差があるが概ね一定率を手数料として受け取ることになる。香港企業から来料加工工場へ送金する加工賃は、製品ごとの加工単価を厳密に分析したものではなく、工場内で働く従業員一人あたりいくらという人頭計算がなされ、郷鎮企業はこの加工賃のうち一定の割合を手数料として徴収する。

来料加工工場としての利益率を特に厳密に計算する必要はなく、独資や合弁などの形態で設立した中国現地法人が、会社として適切な利益率を確保していくなければ、中国において移転価格税制などの税務調査や税額調整の対象となってしまうのに比較すると、簡易な方式であるといえる。

---

normally provides the raw materials. It may also provide technical know-how, management, production skills, design, skilled labour, training and supervision for the locally recruited labour and the manufacturing plant and machinery. The design and technical know-how development are usually carried out in Hong Kong.

16. In law, the Mainland processing unit is a sub-contractor separate and distinct from the Hong Kong manufacturing business and the question of apportionment strictly does not arise. However, recognising that the Hong Kong manufacturing business is involved in the manufacturing activities in the Mainland (in particular in the supply of raw materials, training and supervision of the local labour) the Department is prepared to concede, in cases of this nature, that the profits on the sale of the goods in question can be apportioned. In line with paragraphs 21-22 below, this apportionment will generally be on a 50:50 basis.

## II 課税報道に見る国際課税上の問題点

近年、華南型来料加工制度を巡り日本企業の香港子会社が日本国税務当局から来料加工工場と一体であるとみなされ、外国子会社合算税制を適用されたとする例が新聞等に報道されている<sup>5</sup>。これら記事から推測すると、外国子会社合算税制適用可否の争点は、香港企業の適用除外として所在地国基準又は非関連者基準のいずれを適用すべきかの議論にあるものと考えられる。

即ち課税当局の主張によれば、来料加工工場が香港企業の一部であって香港企業の主たる事業が製造業であれば、製造行為は本店所在地国・地域の香港ではなく中国で行われているから適用除外要件（所在地国基準）を満たさないというものである。

他方、納税者側の主張によれば、香港企業は総務省の日本標準産業分類の分類上「製造問屋」として卸売業に該当し、非関連者割合が50%超となるならば適用除外要件（非関連者基準）を満たすことになるとしている。

## III 外国子会社合算税制に依拠する課税論理の限界

### 1 租税法規定の立法趣旨からの検討

来料加工制度に対して外国子会社合算税制を適用すべきでないと根拠の一つに「税法の趣旨」の観点から本税制の適用を狭義に解釈すべきとの考え方がある。

即ち外国子会社合算税制は、租税回避を通じてわが国の課税を免れることを防止するための制度であることは明白であり<sup>6</sup>、同立法趣旨から考えると、本来、本税制はケイマン、バミューダ、英領ヴァージン諸島といった国・地域にペーパーカンパニーを置いて租税回避を意図する納税者を適用対象とするための税制であって、専ら租税回避を目的としない来料加工制度を利用している納税者に対してまで本税制を適用するのは妥当ではないとの主張にも合理性があるものと考えられる。

### 2 実質課税原則からの検討

来料加工制度に対して外国子会社合算課税を適用する場合の根拠の一つとして実質課税の原則があるとの考え方がある。この考え方の適否を検討する場合には、租税回避を目的としてなされた行為に対して、税法を適用する前の当事者の真の合理的意図を解釈して契約された内容を確定する必要がある。ただし、来料加工制度は多様であるから、事実認定は個別案件ごとに判断されなければならないことは当然である。

#### (1) 納税者による自認の効果

内国親会社の有価証券報告書等において香港子会社が製造業に従事する旨の記載をして当該香港子会社が製造業者であることを自認している事実については、「製造行為

<sup>5</sup> 日本経済新聞朝刊 2005年6月29日ほか

<sup>6</sup> 平成16年10月19日税制調査会基礎小資料23-3 「3-2 外国子会社合算税制」

か否かは客観的に製造を行っているか否かの事実によって決まる」ため事業の判定に影響を与えないとする立場<sup>7</sup>のほか、「誰が製造を行っているかの客観的な判断に際しては、自己が製造を行っているとして公開した事実も無視できないのではないか。」という、相反する立場<sup>8</sup>がある。

課税要件の充足の有無が、仮に納税者の自認だけで足りるとなれば、課税要件が極めて不安定なものとなり法的安定性が確保されないおそれがあることからすれば、前者の考え方が妥当であるものと考えられる。

なお、租税特別措置法通達 66 の 6-8（主たる事業の判定）の規定「措置法令第 39 条の 14 第 2 項第 4 号の規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。」との考え方も、客観的事実を総合勘案して判定するスタンスを示している。

## （2）経営委任契約の解釈

来料加工工場において通常締結される委託加工契約（来料加工契約および補充協議書）の解釈についても議論がある。

「来料加工契約は、委任加工契約に経営委任契約が組み合わされたもの」であり、「工場が中国法人に属し、機械は中国法人が借用しており、製造に従事する従業員が中国法人に属する以上、いくら香港 A 法人がこれらを管理監督していても、経営の委託という正当な契約類型に従って運用している以上、製造行為は中国法人に属するというのが自然であると考えられる。」として、工場の経営の委任はきわめて正当な契約形態であって、受任者が製造を行っていることにはならない。」とする主張がある<sup>9</sup>一方、「もともと中国法人に生産の実体がない広東型来料加工においては、補充協議書がなければ来料加工契約は何ら実効性がなく、契約自体が成り立たないものである。また、補充協議書についても、その元となる来料加工契約がなければ成立しないのは当然であり、その意味で双方があつて初めて契約の効力が発生するといえる。（中略）このような意味から、補充協議書は来料加工契約における契約条項を一部修正した修正契約と捉えることができ、補充協議書によって修正された後の来料加工契約書が広東型来料加工の真の合意を表すものと認められることから、これら双方の契約をもつて一つの契約と解するのが相当であろう。」として、委託加工契約の真の合意は香港企業をして自ら製造を行うことを約す契約であるとの主張がある<sup>10</sup>。

本件議論については、郷鎮企業が自ら受託した製造行為を、直ちに補充協議書を通じて香港企業に経営委託を行うという事実が正当な契約形態といえるかどうか、特に香港

7 「タックス・ハイブン対策税制と来料加工」宮武敏夫著 国際税務 Vol.25 No.12

8 「来料加工とタックスヘイブン税制」橋本秀法著 税大論叢 平成 18 年 6 月 28 日

9 「タックス・ハイブン対策税制と来料加工」宮武敏夫著 国際税務 Vol.25 No.12

10 「来料加工とタックスヘイブン税制」橋本秀法著 税大論叢 平成 18 年 6 月 28 日

企業による経営権の委任を前提としながら製造委託を行う意思も能力もない来料加工工場に製造委託を行う行為自体に真なる委託の合意があって正当な契約形態であるとの主張については疑問を感じざるを得ない。

### (3) 来料加工工場の経営主体

来料加工工場に関する経営委任を受けた結果、香港企業は人事管理、生産管理、財務管理等の実権を握る事実をもって、実質的に来料加工工場を経営し支配するか否かについて、「実際は補充協議書の具体的な契約条項及びその実態を見たうえで判断することとなるが、例えば、『中国工場の経営権は香港子会社にある』というような補充協議書が存在し、中国法人が香港子会社に対して中国工場の経営権を委譲することにより、香港子会社が中国工場の経営権を有しておれば、香港子会社は自己の意思だけによって中国工場を経営し支配することができる。このような場合、香港子会社は中国工場の経営主体であるといえ、香港子会社は中国工場において自ら製造を行っていると判断できる。」との主張がある<sup>11</sup>。

しかしながら、来料加工工場の事業運営に欠かせない営業許可証の取得・変更を行い得る意思決定と権限、労務契約法上の法的責任主体あるいは中国税務当局に対する納税義務者としての責任等の所在が、本来、郷鎮企業にあることを勘案した場合には、上記主張は妥当性が乏しいものと考えられる。

### 3 来料加工工場を香港企業の恒久的施設（PE）とみる考え方からの検討

来料加工工場が、私法上は委託加工の形式をとりつつも実質的には香港企業の中国工場であるとの論拠に従う場合、来料加工工場は中国における香港企業のPEに該当する。香港は国外所得免除方式を採用しており、かつ来料加工工場が加工単位として分離かつ別個の委託加工先であったとしても香港国内の生産活動に関連して中国国内の製造活動が関係している場合には、香港の実務指針の定めにより 50 : 50 の割合で香港内外の所得を配賦し免税として扱うことができる。中国課税当局による来料加工工場を巡る PE 認定のスタンスは未だ明確にはされていないが、「現在のところ中国課税当局は、郷鎮企業を納税者とする税務調査のみを実施している実態である」<sup>12</sup>点を鑑みると、日本の課税当局が殊更に来料加工工場を香港企業の中国 PE と認定し、その結果、香港企業に生じた留保金額を日本国の外国子会社合算税制の適用対象所得とすることに対しては、十分に慎重な議論がなされなければならないと考える。

---

<sup>11</sup> 「来料加工とタックスヘイブン税制」橋本秀法著 税大論叢 平成 18 年 6 月 28 日

<sup>12</sup> 平成 19 年 9 月 22 日付東莞税務局担当職員からの聴取による。

## IV 移転価格税制に依拠する課税論理についての検討

来料加工制度を巡る国際課税上の課題としては、外国子会社合算税制に基づくアプローチのほか、移転価格税制に基づくアプローチが考えられる。

### 1 機能・リスク分析

来料加工制度においては、郷鎮企業との間で委託加工契約等を締結する法人格を取得するため、来料加工工場について生じた製造販売活動に係る資金決済を行うため、あるいは中国の社会制度等から生じる各種リスクを回避しておくため等の理由から、限定された営業機能、物流機能あるいは事務・システム管理機能のみを香港内に配置している香港企業が少なくない。

また、来料加工工場について言えば、一般的に製品の製造物責任はもとより不良品発生に伴うリスクを負担していないなど、無形資産を保有して重要な製造活動を行うための機能・リスクを有していないことが多い。

さらには、近年増加している日系企業の Out-Out 取引において、日本本社等が所有する特許権、製造ノウハウ等の製造活動上の無形資産、ブランド・販売網・商標・顧客リスト等のマーケティング活動上の無形資産等が数多く香港企業や来料加工工場に供与されている事実が数多くみられる。

このような状況の下で、自ら購買、販売ルートを持たず、かつ製造に係る無形資産を持たない香港企業が、業界の取引情報等から収集した比較対象企業に比して相当に高い利益を上げていたとすれば、日本本社等から購買、販売、製造に係る無形資産が無償又は著しく低い価格で供与されている可能性がある。

事実認定に当たっては、新製品の量産技術移管の際に日本本社等の研究開発チームが技術指導のため中国出張を繰り返している場合や本社等が主導して生産計画や設備投資の計画などを策定している場合、あるいは来料加工工場が生産する製品の製品ライフサイクルに伴う市場リスクや陳腐化リスク、滞留在庫リスク等を最終的に負っている場合などは、日本本社等に関し取引対価が適正に回収されているか、十分に検討を行う必要がある。

## V まとめ

華南型来料加工制度を巡っては、外国子会社合算税制によるアプローチよりも移転価格税制によるアプローチにより事案検討を行うことが納税者にとっては理解を得やすいものと考える。

もっとも現在の税務調査の執行体制を前提とすれば移転価格税制に基づく調査は、外国子会社合算課税による基づく税務調査に比して、時間および費用等の面で納税者・課税当局双方にとり負担が大きいだけに、これら問題を解決するための十分な課税当局による執行体制の整備や納税者によるタックスコンプライアンスの醸成を図る必要がある。

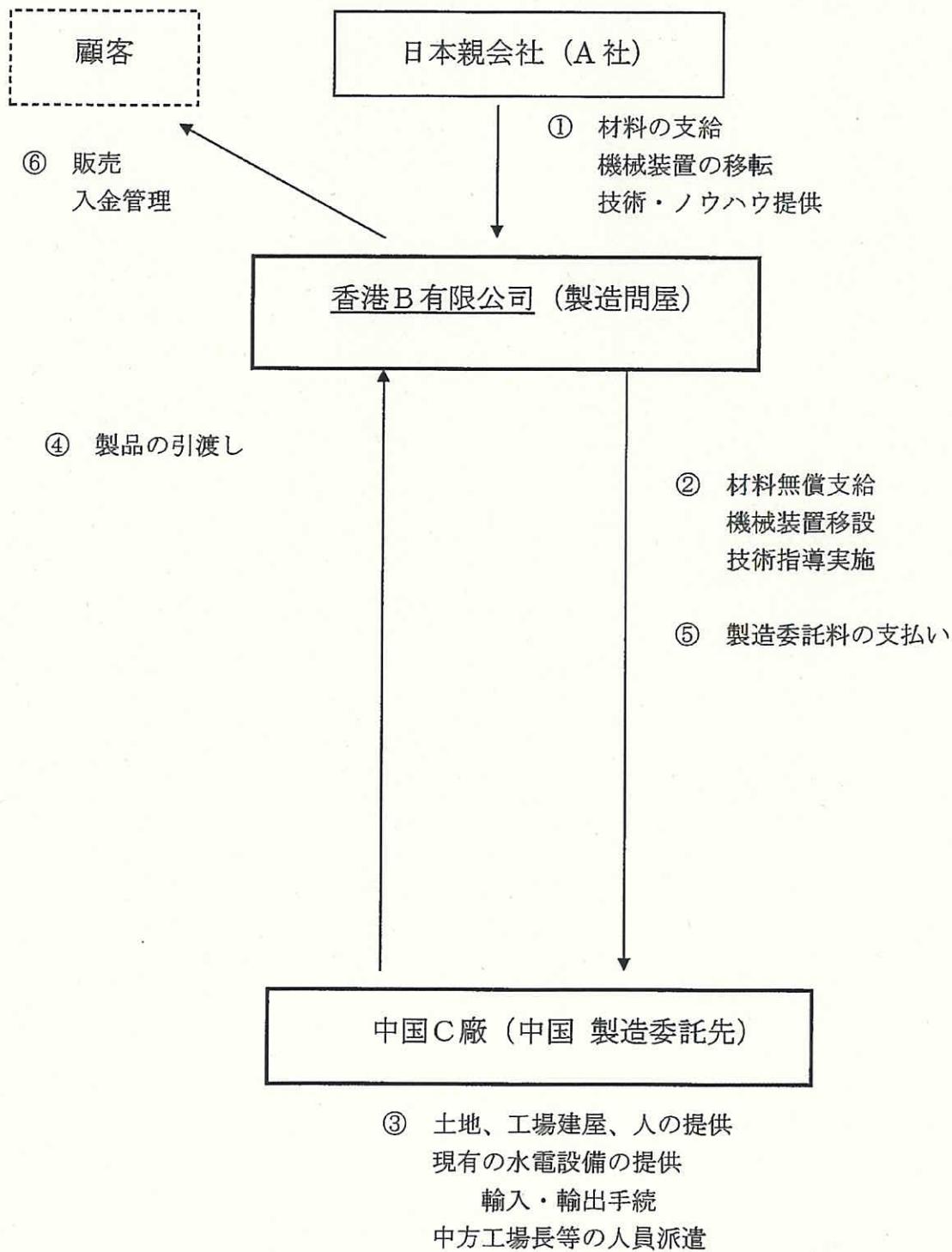
特に今後、大規模法人のみならず中堅、中小企業であっても益々Out-Out取引等のボーダレス取引を拡大していく時代にあっては、これらの課題解決の重要性が一層高まるであろう。

# 〈資料Ⅰ〉

FAIR SOLUTION CONSULTING

International Taxation

来料加工イメージ図



<資料 II >

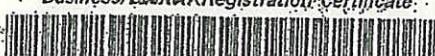
表格 2

FORM 2

正本  
ORIGINAL

XXXXXX  
BANQUOLE

《商業登記條例》(第310章)  
BUSINESS REGISTRATION ORDINANCE (Chapter 310)  
《商業登記規例》  
BUSINESS REGISTRATION REGULATIONS  
商業／分眾登記證  
Business/Bureau Registration Certificate



業務/法團所用名稱  
Name of Business/  
Corporation

有限公司

HONG KONG

CO., LIMITED

業務/分行名稱  
Business/  
Branch Name

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

地址  
Address

RD CENTRAL

HK

業務性質  
Nature of Business

PRODUCTION AND SALES OF  
PRECISION PROCESSING PARTS

法律地位  
Status

BODY CORPORATE

生效日期  
Date of Commencement

屆滿日期  
Date of Expiry

登記證號碼  
Certificate No.

登記費及徵費  
Fee and Levy

04/12/2006 03/12/2007 31439218-000-12-06-4 \$2,600  
(登記費 FEE = \$2,000)  
(徵費 LEVY = \$ 600)

請注意下列《商業登記條例》的規定 (SEE OVERLEAF FOR ENGLISH VERSION)

第6(6)條 規定就任何業務發出商業登記證或分行登記證，不得當作隱含以下意思：有關該業務或經營該業務的人或受雇於該業務的僱員的任何法律規定已被遵從。

第7(2)條 規定任何經營業務人士，倘在現有商業登記證期滿後未有收到繳款通知書，須於1個月內以書面通知稅務局局長。

第8條 規定凡申請登記表格內所列業務詳情有任何變更時或凡某項業務經已結束，任何經營有關業務的人或任何在結束前經營該項業務的人於該變更發生時或該項業務結束時起計1個月內，以書面通知局長。

第12條 規定各業務須將其有效的商業登記證或有效的分行登記證於每一營業地點展示。

第15(1)條 規定對觸犯本條例者可施行的罰則，包括罰款\$5,000及監禁1年。

第21條 規定須將收取徵費所得的全部款項撥付欠薪保潔基金。

繳款時請將此商業登記證及繳款通知書完整交出。在付款後，本繳款通知書方成為有效的商業登記證。

PLEASE PRODUCE THIS CERTIFICATE AND DEMAND NOTE INTACT AT TIME OF PAYMENT. THIS DEMAND NOTE WILL ONLY BECOME A VALID BUSINESS REGISTRATION CERTIFICATE UPON PAYMENT.

標印所示登記費及徵費收斂。(請參閱背面繳款辦法所載內容)

RECEIVED FEE AND LEVY HERE STATED IN PRINTED FIGURES. (Please see payment instructions overleaf.)

I.R.D.B. 收存  
I.R.D.B. 101 (3/2006)

\$2,600.00 S

〈 深圳市 〉

# 广东省对外来料加工特准营业证

深宝 )外加准字第 号

企业名称：

电子厂

加工范围：

负责人：张胜

地址：宝安区

有效期限：自一九九七年十二月十二日至二〇一〇年七月九日



小企业之窗